

専決処分第8号

専 決 処 分 書

令和4年度高根沢町下水道事業会計予算を補正する予算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、別冊のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

高根沢町長 加藤公博

令和 4 年度

高根沢町下水道事業会計補正予算書（第 5 号）

令和4年度 高根沢町下水道事業会計補正予算 (第5号)

(総 則)

第1条 令和4年度高根沢町下水道事業会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業収益	737,753 千円	△ 2,115 千円	735,638 千円
第2項 営業外収益	485,235 千円	△ 2,115 千円	483,120 千円

令和5年3月31日専決

高根沢町長 加藤 公博

予 算 に 関 す る 説 明 書

令和4年度高根沢町下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1	下水道事業収益		737,753	△ 2,115	735,638
	2	営業外収益	485,235	△ 2,115	483,120
		4 国庫補助金	4,500	△ 2,115	2,385

令和4年度高根沢町下水道事業会計補正予算明細書

収 入

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1 下水道事業 収益			737,753	△ 2,115	735,638			
	2 営業外収益		485,235	△ 2,115	483,120			
		4 国庫補助金	4,500	△ 2,115	2,385	国庫補助金	△ 2,115	社会資本整備総合交付金